

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人電子開発学園
②設置大学名称	北海道情報大学
③担当部署	法人本部 法人事務局
④問合せ先	0 1 1—3 8 5—8 4 3 3
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 1 7 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 1 0 月 1 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.do-johodai.ac.jp/guidance/edc-outline/
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の理念及び使命・目標、教育目的について、本学ウェブサイトに掲載し、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して公表している。 https://www.do-johodai.ac.jp/guidance/purpose/ また、入学式において新入生全員と全教員に、建学の理念や使命・目標、教育目的を説明するビデオを視聴させている。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを明確に定め、公表している。 併せて、履修系統図の作成やシラバスの充実等を通じて、学生が体系的に学修できるよう努めている。 また、アセスメント・ポリシーに基づき、「教育研究戦略委員会」において、３つのポリシーに基づく教育の成果について点検・評価を行い、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努め、教育内容や学修支援の改善に反映している。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	全学的な方針を意思決定する機関として、学長を議長とする「教育研究評議会」を設置し、大学運営に係る重要事項について審議している。学長の方針等については、学部長を通じて各学部教授会に周知し、学内での共有を図っている。各学部教授会においては、教育研究に関する事項等を審議するとともに、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。 また、学長のリーダーシップを支える体制として副学長を置き、学長の職務を補佐している。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を行うため、学長、副学長、各学部長、事務局長、副事務局長及び事務局次長等を構成員とする「教育研究戦略委員会」を設置し、教育研究の推進に関する事項等を協議するとともに、教職協働による運営体制を推進している。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FDについては、FD委員会を中心に、教育内容や教育方法の改善に向けた取組みを推進している。FD委員会は、全学的な視野からFD活動の運営及び推進を図り、教育の質向上に向けた役割を担っている。

	SD については、SD 委員会において教職員の資質及び能力の向上を図るとともに、業務知識・技能の習得及び業務遂行能力の向上に取り組んでいる。全学的な集合型研修をはじめ、オンデマンド教材を活用した研修を実施するなど、教職員が受講しやすい多様な研修機会を提供している。
--	--

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	「点検評価委員会」において、中期目標及びその達成に向けた中期計画（5 年間）を策定し、評議員会の意見を聴いた上で理事会の審議を経て決定している。 また、計画の達成に向けて、毎年度学科及び各種委員会において計画を作成するとともに、年度末に実施状況について自己点検・評価を行い、その結果を理事会へ報告している。 目標は、大きく「Ⅰ大学の目標」、「Ⅱ教育に関する目標」、「Ⅲ研究及び社会連携に関する目標」、「Ⅳ管理運営に関する目標」、「Ⅴ財務に関する目標」、「Ⅵ自己点検評価、外部評価及び情報提供」に分けている。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期目標及び目標を達成するための計画について、毎年度、進捗管理及び改善活動を行うとともに、自己点検・評価を通じて成果及び課題を検証している。各目標については、所掌する学科及び各種委員会が事務局と連携しながら取り組み、その計画の実効性の確保に努めている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学は、使命・目標として地域貢献・産学連携機能を掲げ、公開講座やセミナー等を通じて、教育研究成果を地域や社会に還元している。また、広く社会人に学修の機会を提供するため通信教育部を設置し、社会人や生涯学習を目指す人々が学びやすい制度や教育プログラムを整備することで、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学は、「知の拠点」としての役割を果たすため、地域課題の解決や新たな研究開発型スタートアップの創出・育成を通じて地域経済の活性化を図ることを目指す「北海道未来創造スタートアップ育成相互支援ネッ

	トワーク」に参画している。 また、地元江別市との様々な連携協力に加え、大学祭や学生による地域交流プログラム等を通じて、地域社会との連携を推進している。
--	---

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	外国人留学生選抜の実施やアクセシビリティ推進委員会による修学上の困難を感じている学生への支援等を通じて、性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生を受け入れるための学内環境及び体制の整備・充実に努めている。 また、一般事業主行動計画を策定し、教職員が性別等にかかわらず職業生活と家庭生活を両立できるよう、働きやすい職場及び雇用環境の整備に取組み、多様性を尊重する組織づくりを推進している。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員及び評議員の選任にあたっては、多様な視点を確保する観点から女性の登用に配慮している。現在、理事 1 名、監事 1 名及び評議員 1 名が就任しており、意思決定機関における多様性の確保に努めている。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為において、理事の資格及び構成を定めている。選任については、寄附行為に基づき、理事選任機関で候補者を審議し、評議員会の意見を聴いたうえで選任し、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	寄附行為において、理事会及び理事の職務等について明確に規定している。評議員会に理事長及び代表業務執行理事が説明等のために出席し、理事会と評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学生募集状況など学園運営に係る重要事項について、適宜、理事に報告している。理事会において積極的な情報提供、必要に応じ役員懇談の場を設け、学校法人の適正な運営に当たり必要とされる情報の提供に努めている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、寄附行為において職務及び選任等について定め、理事会で候補者を審議し、監事の過半数の同意を得たうえで、評議員会において選任し、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査の基本方針、実施期間、監査の方法等について監査計画を策定している。監事、会計監査人及び内部監査部門との定期的な情報共有・意見交換を行っている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるよう、監事業務を支援するための情報提供に努めている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為において、評議員の属性・構成割合、資格等を定めている。選任については、評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限人数を明確にするとともに、評議員会の構成に偏りが生じないように配慮し選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為において、評議員会の招集、決議事項、評議員の責務を明確にするとともに、理事長及び代表業務執行理事が評議員会に出席することを定め、理事会と評議員会の協働体制を確立している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において理事会の報告を行い、学園運営に関する情報共有を行っている。また、学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるよう情報提供に努めている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理基本マニュアルを整備し、危機管理体制や、リスク・危機管理の対応を定めるなどすると共に、定期的に防災訓練を実施している。 また、災害や事故、サイバー、コンプライアンス、健康などの危機を想定し、危機管理個別マニュアルを整備して対応を定め、人命の安全及び被害の軽減を図れ

	るよう危機に備えるなどしている。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	コンプライアンス推進規程を整備し、役員及び教職員等が法令、寄附行為及び諸規程を遵守するよう取り組むとともに、公益通報等に関する規程を定め、通報窓口を設置する等通報体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報公開規程を定め、法令により義務付けられている情報の公表は、社会的説明責任を果たすために、大学ホームページにおいて適切に行っている。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学ホームページの情報公開ページに加え、特設サイト「J・SCOPE」(https://j-scope.do-johodai.ac.jp/)を開設し、研究などの内容をわかりやすく伝えるよう努めている。 また、各種 SNS や紙媒体の広報誌「ななかまど」(https://www.do-johodai.ac.jp/nanakamado/)により、教育研究活動や大学の日常、学生の様子、財務状況をわかりやすく発信・掲載することで、ステークホルダーに理解していただけるよう努めている。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明